

〔国民投票／住民投票〕情報室御中

あなたは、自身が選挙で当選し都知事に就任した場合、同封署名簿記載の「原発」都民投票条例案を制定し都民投票を実施するために、自ら条例制定を提案する意思がありますか？

- ある
 - ない
 - 同封署名簿記載の条例案とは異なるものを提案する。
(異なる点を簡潔に記して下さい)
 - 実施必至型(常設型)住民投票条例案を提案する。
-

どれも無い。
検討が必要。

〔何かご意見があれば記して下さい〕

私は、都政のあらゆる場面で市民参加をすすめ、都政を開かれたものに変わっていきたいと考えており、住民投票制度は、その方法の一つとして重要なものと位置づけています。ただし、都のレベルで実施する以前に、まずは住民投票の実績を区市町村条例で積み上げていくことが大切であり、政府に地方自治法上の住民投票を緩和するよう働きかけていく必要もあると考えています。

私は原発再稼働に反対ですが、稼働の是非について、都民投票というかたちで問うべきかどうかは、都民の間でも意見が分れていると思います。

例えば、皆様の条例案を見ても、第15条は結局、「知事及び都議会は投票結果を尊重し〔中略〕都民の意思が正しく反映されるよう努めなければならない」という、努力目標にならざるを得ないのは、都の権限の限界を示しています。まして、多様な政党、利益団体を代表する議会における「尊重」とは、具体的に何を指すのかも曖昧になってしまいます。

同じ15条には、投票率50%が実質的な成立要件として書かれていますが、このやり方はポイックトキャンペーンを生む可能性が高く、再稼働の是非ということが賛成側、反対側双方からきちんと議論されない可能性があります。

したがって、都民投票に関しては、それがなぜ必要なのか、必要だとすればどのように進めるべきか、市民の参加による開かれた議論をおこない、その上で結論を出していきたいと考えています。

また、同時に、私自身は原発ゼロが重要と考える立場から、代替エネルギーの推進や省エネルギーの推進を具体的に進め、脱原発に疑問を持っている人が、「脱原発をしても大丈夫だ」と思える環境を整える政策に力を入れることも重視したいと考えます。

宇都宮けんじ

希望のまち東京をつくる会

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-5-5 山本ビル 2F

03-5369-2785

03-3351-5055 (FAX)